

答 申 第 81 号
平成 30 年 10 月 30 日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の公開決定及び部分公開決定に係る審査請求に対する
裁決について(答申)

平成 30 年 8 月 30 日付け諮問第 4 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記
の件について、別紙のとおり答申します。

記

特定の県立高等学校長の厳重注意に関する文書

答 申

第 1 審議会の結論

本件審査請求の対象となった公文書公開決定及び部分公開決定において、兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開とした部分のうち、第5の2(3)に記載する部分は公開すべきであるが、その余の部分为非公開とした実施機関の判断は妥当である。

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成30年1月24日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した（以下「本件公開請求」という。）。

2 対象公文書の特定

実施機関は、特定の県立高等学校長（以下「当該校長」という。）の嚴重注意に関する次の文書を、本件公開請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）とした。

- (1) 平成29年5月18日の新聞報道を受け、教育委員及び県議会の文教常任委員への説明のために作成した文書（以下「文書1」という。）
- (2) 当該校長の懲戒処分等の適否を判断するために作成した文書（以下「文書2」という。）

3 実施機関の決定

- (1) 平成30年2月8日、実施機関は、文書1について、公文書公開決定処分（以下「本件処分1」という。）を行い、審査請求人に公文書公開決定通知書を送

付した。

(2) 同日、実施機関は、文書2について、その記載内容の一部に条例第6条第1号及び第6号の非公開情報があるとして、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分2」という。）を行い、審査請求人に公文書部分公開通知書を送付した。

4 審査請求

平成30年2月28日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分1及び本件処分2を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 諮問

平成30年8月30日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件対象公文書以外の隠匿された文書を公開するとともに、対象公文書に係る個人に関する情報以外の情報を公開するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 個人に関する情報及び個人を特定できる情報以外の情報は公開されるべきであるが、一括して黒塗りされており、教育基本法第9条の宗教活動行為が疑われる事案を口頭注意として処理した意思決定のプロセスを全く知ることが

できない。県民の「知る権利」を尊重し、公開を原則とし、特定の個人が識別される可能性がある部分だけを配慮して黒塗りにするということが行われなければならない。

(2) 公務員において、職務遂行上の決定権のある地位の者はアカウントビリティの観点から匿名性を認めるべきではなく、決定権を有する職責の者の名前は公領域情報に該当し、非違行為を行った場合の懲戒処分情報についても、決定権を有する地位を有する公務員の個人情報の保護の扱いには差異が設けられる。宗教施設の勧誘という当該校長の行為は、校長室で行った職務遂行上の行為であり、プライベートな領域での行為と同列に扱われるものではなく、個人情報の保護の対象とされない。

(3) 当該校長の一連の行為を開示すれば、当該校長の信用失墜を招き、校長職に留め置くことができなくなるおそれを「人事の確保に支障」としたのであれば、これは兵庫県教育委員会の校長任命責任及び指導責任を隠蔽するものであり、適切といえない。

(4) 「この件に関する一切の文書を開示されたい」と申請したが、特定された文書は2件のみである。これら以外にも次の①から⑩までの文書が存在すると思われたが、実施機関からの弁明で被害者及び第三者からの聞き取りを行っていないことから、その多くが非存在であることが分かった。そのため、次の②と④及び「実施機関内での協議」の際に用いた資料・メモを開示されたい。

① 平成29年3月27日に行われた当該校長に対する聞き取り記録

② 平成29年3月27日に行われた当該校長に対する聞き取りのための召喚命令書、当該校長による旅行命令、復命書

③ 被害者からの聞き取り記録

④ 被害者の聞き取りの計画表、聞き取り要項、被害者及び事情聴取者の旅行、復命関係文書

⑤ 第三者からの聞き取り記録、聞き取り要項、旅行、復命関係文書

- ⑥ 被害者の聞き取りと当該校長の聞き取りの事実関係との突合せ文書
 - ⑦ 当該校長の処分の原案を作成した際の資料及び議事録
 - ⑧ 平成 29 年 4 月 3 日に行われた当該校長に対する厳重注意の際の校長の旅費及び復命関係資料
 - ⑨ 教育委員会の報告文及び議事録
 - ⑩ 平成 29 年 5 月 18 日の新聞報道に係る記者発表の内容を記したメモ及び配付資料
- (5) 本件審査請求から本件諮問まで6か月を要したことについて、審議会から実施機関に対して指導することを要請する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の弁明書及び口頭による理由説明において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、当該校長の非違行為等に対する服務監督上の措置に係るものであり、実施機関が任命権者として職員を服務監督する際の手順を経ていく中で順番に作成された次の(1)及び(2)の文書である。

当該手順は、①非違行為等の疑いがある職員及び関係者から当該非違行為等に係る事実関係について事情聴取を行い、②事情聴取の内容から懲戒処分等の適否を実施機関内で協議し、③の1懲戒処分を行う場合は、人事考査委員会の審議を経て、実施機関の議決を得た上で処分発令が行われるが、③の2懲戒処分を行わない場合は、当該職員に対して服務監督上の措置として、実施機関から厳重注意等の措置を行うものである。審査請求人は、服務監督上の措置の手順を仮定し、仮定の手順を経ていれば作成している文書の存在が推定されると主張しているが、「平成 29 年 3 月 27 日に行われた当該校長に対する聞き取り記録」に関する文書を文書 2 で作成している以外は、審査請求人が推定する仮定の手順を行った

事実はなく、対象公文書以外の文書は存在していない。

(1) 文書 2

上記①及び②の手順において、非違行為の疑いがある当該校長の懲戒書分等の適否を判断するために作成した人事管理上の文書である。

(2) 文書 1

手順③において、当該校長への処分後、平成 29 年 5 月 18 日の新聞報道を受け、教育委員及び兵庫県議会の文教常任委員への説明のために作成した文書である。

2 本件処分 2 の非公開理由について

(1) 条例第 6 条第 1 号の適用について

ア 当該校長の氏名及び学校名

実施機関では、服務監督上の措置を受けた職員の個人識別ができる情報については、服務監督上の措置を司る部署の職員、決裁権者及び教育委員のみが知り得る情報であり、同じ職場の職員であっても知ることができないように対処している。公務員の職務遂行に係る情報は、社会通念に照らして通常他人に知られたくないものには当たらないと解されているが、公務員が服務監督上の措置を受けることは、服務監督上の措置を受ける職員に分任された職務遂行に係る情報とは言えないから、当該職員の個人識別ができる情報は、通常他人に知られたくないものであり、条例第 6 条第 1 号に該当する。

イ 聴取内容

当該校長及び複数の職員の個人を識別する情報が含まれているほか、職員の心理的状況が記述され、また、個人の思想、信条、人格に密接に関わる情報が含まれており、個人の識別性のある部分を除いて公開しても、なお個人の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 6 条第 1 号に該当する。

ウ 聴取後における当該校長への指導

当該校長が関係職員へとった行動の内容が記載されており、その情報は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、関係職員個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1号に該当する。

エ 聴取後の当該校長の状況

事情聴取後における当該校長の言動や様子が記載されており、通常、他人に知られたくないものであることから、条例第6条第1号に該当する個人に関する情報である。

(2) 条例第6条第6号の適用について

ア 経緯

当該部分には、服務監督上の措置を受けた当該校長の非違行為を実施機関が把握することができた経緯が記載されており、その内容が公開され、さらに、今後公開が前提となれば、実施機関が懲戒処分に係る事務の実施に必要なかつ十分な情報を得ることが困難になり、当該若しくは同種の事務の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号エに該当する。

イ 聴取内容

事情聴取の情報は、実施機関が個別の事案ごとに異なる懲戒処分に係る事務を遂行する上で、懲戒処分等の適否を判断するに当たっての必要かつ重要な情報である。仮にその内容が公開され、さらに、今後公開が前提となれば、非違行為を行った職員が、事実関係や動機等を率直に述べなくなるおそれがあり、実施機関が懲戒処分にかかる事務の実施に必要なかつ十分な情報を得ることが困難になるとともに、任命権者がどのような点を重視し、どのような考察を経て懲戒処分等の判断を行ったのかが明らかとなり、当該若しくは同種の事務の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する。

ウ 今後の対応（案）

意思決定に向けた途中段階の案が記載されており、公開すれば、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあることから、条例第6条第6号に該当する。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された意見書を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

(1) 本件対象公文書内容及び非公開部分

当審議会が見分したところ、本件対象公文書の文書の性質及び記載内容は概ね次のとおりである。

ア 文書1

当該校長への処分後、平成29年5月18日の新聞報道を受け、教育委員及び兵庫県議会の文教常任委員への説明のために作成した文書であり、事案の発生、事情聴取の内容、当該校長への実施機関の対応及び当該校長の反省の状況が記載されている。

イ 文書2

実施機関の職員が当該校長から事情聴取を行った内容の記録、当該校長への指導内容、当該校長の状況及び今後の対応案について記載した文書であり、当該校長の氏名及び学校名並びに関係者の氏名、職名等の個人が特定される情報が含まれている。

(2) 本件対象公文書の特定の適否について

審査請求人は、本件文書以外にも文書の存在が推定されると主張し、実施機関は、本件対象公文書以外に本件公開請求に対応する文書はないと説明している。

審査請求人が主張する本件文書以外の文書(第3の2(4)の①から⑩までの文書)は、実施機関が懲戒処分又は服務監督上の措置を行う手続において審査請求人が推測するような手順を経ておれば作成されている可能性があると考えられるため、実施機関に対して、懲戒処分又は服務監督上の措置を行う手続について標準的な取扱いや根拠を記載している資料の提出を求めた。

しかるところ、実施機関からは、懲戒処分又は服務監督上の措置を行う手続について標準的な取扱いや根拠を記載している資料はなく、実施機関が弁明書で説明した手順(第4の1の手順①～③)が標準的な手順であると認識しており、審査請求人が主張する本件文書以外の文書(第3の2(4)の②から⑩までの文書)については、審査請求人が主張する手順を行っていないことから、別記のとおり、いずれも作成していないとの回答があった。

また、審査請求人が意見書において新たに確認を求めている「「実施機関内での協議」の際に用いた資料・メモ」については、当審議会の実施機関の職員からの意見聴取において、当審議会から実施機関に文書2以外の文書の有無を確認しており、文書2により「実施機関内での協議」を行っており、文書2以外に「実施機関内での協議」に用いた文書は存在しないとの回答があった。

以上の回答を踏まえると、実施機関において、審査請求人が主張する文書がないことについて、特段、不自然、不合理な点はないものと言わざるを得ない。なお、実施機関が懲戒処分及び服務監督上の措置を行う際にどのような手順を経るべきかは、現に存在する文書についての公開の在り方を検討する当審議会の職責ではない。

2 非公開部分の条例第6条各号の該当性について

(1) 文書2の条例第6条第1号の該当性について

ア 当該校長の氏名及び学校名

懲戒処分等の職員の身分取扱い上の処遇に関する情報は、公務に起因する場

合であっても、内容的には個人の資質、名誉に関わる当該職員固有の情報というべきものであって、通常、他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものである。

この点に関し、審査請求人は、職務遂行上の決定権のある地位の者は個人情報保護の扱いに差異が設けられ、宗教施設の勧誘という当該校長の行為は、校長室で行った職務遂行上の行為であり、プライベートな領域での行為と同列に扱われるものではなく、個人情報の保護の対象とされるものではないと主張している。

そこで検討すると、文書2における当該校長の非違行為は、実施機関において地方公務員法に規定する懲戒処分に至らないものとされ、実施機関の議決を経ることなく、実施機関の事務局教職員課長から当該校長に対して服務監督上の措置として厳重注意したものである。

実施機関によれば、懲戒処分を行わない場合、服務監督上の措置として訓告、厳重注意を行う場合があるとのことであり、当該措置は、実施機関内の事務分掌により、教職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関することの事務を司っている教職員課の課長が、実施機関内の権限配分により専決することとなっているとのことである。また、実施機関からは、当該校長の非違行為に対する厳重注意は、訓告に次ぐ措置であり、当該校長に対する指導に位置づけるものであるとの回答があった。

以上の回答を踏まえると、文書2に記載されている当該校長の氏名、学校名等の個人が特定される情報は、個人の資質、名誉に関わる当該職員固有の情報と認められるため、懲戒処分等の職員の身分取扱上の処遇に関する情報と同様に取り扱うことが妥当であり、条例第6条第1項の非公開情報に該当する。

イ 聴取後における当該校長の状況

当審議会が見分したところ、文書2には、当該校長の反省の弁が記載され

ている。個人の内心に関わることについては、個人を識別できる情報を除いたとしても、条例第6条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、非公開が妥当である。

(2) 文書2の条例第6条第6号の該当性について

ア 経緯及び聴取内容

当審議会が見分したところ、文書2には、当該校長の非違行為の内容が、当該校長からの事情聴取に基づいて具体的に記載されており、実施機関は、職員の非違行為の調査において、供述内容を必要な範囲のほかは公表しないとの前提で得たものであると説明している。

実施機関における非違行為等の調査においては、非違行為を行った者からの事情聴取が極めて重要な手法であると認められるところ、事情聴取における供述内容が公開されると、今後、同種の事情聴取において、関係者が自己の供述内容等が公開されることを嫌って、事実をありのままに述べることに消極的になるおそれがあり、実施機関において懲戒処分及び服務監督上の措置を決定するに当たって必要とされる具体的、客観的な事実が十分に得られなくなるおそれがあると考えられる。

よって、実施機関において公正な懲戒処分を行うたえの事務遂行に支障が生ずる蓋然性があることから、条例第6条第6号の非公開情報に該当する。

イ 聴取後における当該校長への指導及び今後の対応（案）

文書2には、当該校長の非違行為について、懲戒処分又は服務監督上の措置を決定する前に、処分の有無や措置の軽重に関わる検討過程が記載されている。実施機関によれば、処分の有無や措置の軽重は、実施機関内の事務分掌により、教職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関する事務を司っている教職員課の課長が、実施機関内の権限配分により専決することとなっていることから、実施機関では文書2のような非違行為をまとめた資料に

記載され、教職員課長の判断を行うとのことである。

これが公になると、服務監督上の措置の軽重だけでなく、懲戒処分の有無についても、具体的な事実関係の深刻さや影響などをうかがい知ることができることから、懲戒処分の対象とならない範囲の非違行為を推測する者が出るなど、懲戒処分制度の趣旨に反する事態が生じるおそれがある。

そのため、当該部分を公開することは、実施機関の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する。

(3) 文書2のうち公開すべき部分について

実施機関は、すでに文書1を公開しているところ、文書1は、文書2の内容を要旨としてまとめたものであり、文書1と同じ記載内容となっている箇所がある。それゆえ、文書1に記載されている事案の発生、事情聴取の内容、当該校長への実施機関の対応及び当該校長の反省の状況と同じ記載内容とされている文書2の部分については、既に内容が明らかとなっている情報と言える。

他方、当審議会が見分したところ、文書1と同じ記載内容となっていない箇所には、上記(1)及び(2)で述べたとおり、条例第6条第1号及び第6号に該当する部分があり、特に、当該校長の非違行為の具体的内容については、当該校長の個人情報でもあり、当該校長が宗教団体の施設に連れて行った教員の個人情報として同条第1号に該当するものと認められる。

よって、文書1と同じ記載内容であり、条例第1号及び第6号に該当していないと認められる次の部分に限り、公開すべきである。

ア 文書1の「事案の発生」と同じ記載内容となる文書2の「経緯」

- ・ 1行目左から1から6文字目まで
- ・ 2行目左から5文字目、8文字目以降
- ・ 3行目左から1から10文字目まで及び19から25文字目まで
- ・ 4行目左から16文字目以降

イ 文書1の「事情聴取」と同じ記載内容となる文書2の「聴取内容」

- ・ 1 ページ目の 1 行目左から 2 から 11 文字目、18 文字目及び 30 文字目以降
- ・ 1 ページ目の 2 行目左から 1 から 27 文字目及び 38 文字目
- ・ 1 ページ目の 3 行目左から 1 から 6 文字目
- ・ 1 ページ目の 8 行目左から 7 から 11 文字目及び 35 文字目以降
- ・ 1 ページ目の 9 行目左から 1 から 3 文字目及び 10 から 16 文字目
- ・ 1 ページ目の 12 行目の左から 13 から 19 文字目及び 28 文字目以降
- ・ 1 ページ目の 13 行目の左から 11 から 30 文字目以降
- ・ 1 ページ目の 15 行目の左から 2 文字目以降
- ・ 1 ページ目の 16 行目の左から 1 から 6 文字目及び 9 文字目以降
- ・ 2 ページ目の 2 行目の左から 12 から 17 文字目
- ・ 2 ページ目の 3 行目の左から 7 文字目以降
- ・ 2 ページ目の 4 行目の左から 1 から 6 文字目
- ・ 2 ページ目の 8 行目の左から 23 から 29 文字目
- ・ 2 ページ目の 15 行目の左から 2 から 6 文字目及び 33 文字目以降
- ・ 2 ページ目の 16 行目
- ・ 2 ページ目の 18 行目の左から 12 から 17 文字目
- ・ 2 ページ目の 19 行目の左から 26 から 29 文字目
- ・ 2 ページ目の 20 行目の右から 1 から 6 文字目
- ・ 2 ページ目の 22 行目の左から 4 から 10 文字目
- ・ 2 ページ目の 30 行目の左から 2 から 4 文字目及び右から 1 から 5 文字目
- ・ 2 ページ目の 31 行目の左から 1 から 7 文字目及び右から 1 から 6 文字目
- ・ 2 ページ目の 32 行目の左から 7 から 15 文字目
- ・ 2 ページ目の 34 行目の左から 2 文字目以降
- ・ 3 ページ目の 3 行目の左から 5 から 10 文字目及び 18 から 23 文字目
- ・ 3 ページ目の 5 行目の右から 1 から 7 文字目
- ・ 3 ページ目の 6 行目の右から 1 及び 2 文字目

- ・ 3 ページ目の 7 行目

ウ 文書 1 の「県教委の対応」と同じ記載内容となる文書 2 の「聴取後における校長への指導」

- ・ 1 行目
- ・ 2 行目の左から 2 文字目以降
- ・ 3 行目及び 4 行目
- ・ 5 行目の左から 1 から 3 文字目及び右から 1 から 9 文字目
- ・ 6 行目
- ・ 7 行目の右から 1 から 13 文字目
- ・ 8 行目の右から 1 から 3 文字目
- ・ 9 行目の左から 1 から 8 文字目
- ・ 10 行目の右から 1 から 7 文字目

エ 文書 1 の「校長の状況」と同じ記載内容となる文書 2 の「聴取後の校長の状況」

- ・ 1 行目の左から 2 文字目及び右から 1 から 22 文字目
- ・ 2 行目及び 3 行目
- ・ 4 行目の左から 2 文字目以降
- ・ 5 行目の左から 2 文字目以降

オ 文書 1 の「県教委の対応」と同じ記載内容となる文書 2 の「今後の対応(案)」

- ・ 1 行目及び 2 行目

3 結論

以上のことから、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、本件諮問は、本件審査請求から 6 か月余りが経過してから行われている。公開請求から諮問までに時間がかかりすぎると情報公開制度の趣旨が失われかねないため、今後は、実施機関において速やかな諮問手続が行われることを望む。

(第5の1(2)の別記)

- ア 「① 平成29年3月27日に行われた当該校長に対する聞き取り記録」
「平成29年3月27日に行われた当該校長に対する聞き取り記録」に関する文書を文書2で作成している。
- イ 「② 平成29年3月27日に行われた当該校長に対する聞き取りのための召喚命令書、当該校長による旅行命令、復命書」
当該校長に対する聞き取りについては、他の用務に合わせて口頭により召還して行ったため、本件に係る召還命令書及び旅行命令、復命書は存在しない。
- ウ 「③ 被害者からの聞き取り記録」及び「④ 被害者の聞き取りの計画表、聞き取り要項、被害者及び事情聴取者の旅行、復命関係文書」
当事者への聴取については、通常、非違行為等の疑いがある職員及び当該職員の所属する学校の校長から行い、聴取の内容から懲戒処分等の適否を協議し、懲戒処分を行う場合に、必要に応じて第三者への聴取を行うが、本件についてはその必要が無いと判断したため、第三者への聴取を行っていない。
- エ 「⑤ 第三者からの聞き取り記録、聞き取り要項、旅行、復命関係文書」及び「⑥ 被害者の聞き取りと当該校長の聞き取りの事実関係との突合せ文書」
当事者への聴取については、通常、非違行為等の疑いがある職員及び当該職員の所属する学校の校長から行い、聴取の内容から懲戒処分等の適否を協議し、懲戒処分を行う場合に、必要に応じて第三者への聴取を行うが、本件についてはその必要が無いと判断したため、第三者への聴取を行っていない。
- オ 「⑦ 当該校長の処分の原案を作成した際の資料及び議事録」
懲戒処分に該当しない服務監督上の措置の決定については、実施機関内

で口頭による協議により決定しているため、当該措置に係る決裁文書は作成していない。

カ 「⑧ 平成 29 年 4 月 3 日に行われた当該校長に対する厳重注意の際の校長の旅費及び復命関係資料」

当該校長に対する厳重注意は、他の用務に合わせて召還して行ったため、本件に係る旅行命令及び復命書については作成していない。

キ 「⑨ 教育委員会の報告文及び議事録」

当該校長の行為に関する各教育委員への報告は文書 1 により個別に行い、定例教育委員会では審議が行われていないため、議事録は存在しない。

ク 「⑩ 平成 29 年 5 月 18 日の新聞報道に係る記者発表の内容を記したメモ及び配付資料」

各報道機関への発表は行っておらず、新聞社からの問合せに口頭で回答したため、メモ等は存在しない。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 30 年 8 月 30 日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関から弁明書を受領
平成 30 年 9 月 12 日 第 2 部会 (第 63 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 30 年 9 月 19 日	・ 審査請求人から意見書を受領
平成 30 年 9 月 28 日	・ 実施機関から意見書を受領
平成 30 年 10 月 24 日 第 2 部会 (第 66 回)	・ 審議
平成 30 年 10 月 30 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 後 藤 玲 子

委 員 桜 間 裕 章

委 員 善 部 修

委 員 前 田 雅 子